

## 一般社団法人日本解剖学会奨励賞規約

(Encouragement Award of the Japanese Association of Anatomist)

(目的)

第1条 日本解剖学会奨励賞（以下奨励賞）は本会会員のうち解剖学研究の進歩に寄与すること顕著なる研究を發表し、なお、将来の発展を期待し得る研究者個人に対して授与する。個人研究ではなく共同研究の成果を申請研究課題とする場合は、申請者本人がその主たる研究者でなければならない。

(応募方法)

第2条 奨励賞募集要項は、Acta Anatomica Nipponica「解剖学雑誌」、学会ホームページに掲載するものとし、申請希望者は本会所定の申請用紙（申請書）を使用の上、提出論文において申請者が果たした役割の記載を添え、指定期日内に申請するものとする。自薦、他薦を問わない。

(対象)

第3条 申請者は（原則として3年以上の正会員歴を持つ）本学会正会員に限られ、申請年の4月1日現在で満39歳未満のものとする。但し、出産や育児のため研究を離れていた期間は年齢制限に延長を認める。審査の参考とするため、該当期間がある場合、原則として年齢制限該当の有無に関わらず、その期間を申請書中に記載すること。

2 休会期間中の申請は認められない。

(選考委員会)

第4条 奨励賞の選考は賞・研究費推薦候補者選考委員会（以下委員会）が行う。

2 委員会は肉眼解剖学（人類学を含む）、組織学、発生学、細胞生物学、神経解剖学、歯学及びその他の領域より選出された委員2名、計12名をもって構成する。委員は公募時に公表するものとする。

3 委員の選出には理事長があたる。

4 委員の任期は1年とする。再選は妨げないが連続2期までとする。

(受賞者数)

第5条 委員会は全国学術集会前に申請者の中より5名以内の受賞者を選考する。

(受賞)

第6条 受賞者は全国学術集会において、受賞研究課題について発表を行う。

2 各受賞者には賞状ならびに副賞を贈呈し、社員総会の席上、表彰するものとする。

3 受賞者はAnatomical Science Internationalにその内容を受賞論文、総説、または原著論文として公表するものとする。

4 申請内容が未発表の場合にはその内容が専門誌に原著論文として受理された後にAnatomical Science Internationalに総説として掲載するものとする。

(再応募)

第7条 受賞歴のある会員からの再度の申請は認めないとする。

2 一度、奨励賞申請課題として申請された課題と同一あるいは類似課題で申請者を代えて申請することは認めないものとする。

(規約の改廃)

第8条 本規約の改廃は、理事会にて議決し、社員総会ならびに会員に報告する。

附 則

1. 本規約は平成25年2月9日より施行する。
2. 本規約は平成26年3月6日より施行する。
3. 本規約は平成26年7月31日より施行する。
4. 本規約は平成26年12月20日より施行する。
5. 本規約は平成28年3月27日より施行する。
6. 本規約は平成29年3月28日より施行する。